**＜更新申請時における確認事項について＞**

　指定更新申請の際に、確認する項目があります。これは、「事業の運営に関する基準（水道法第

25条の8及び水道法施行規則第36条）により、適正に給水装置工事の事業を運営されているかを

確認するものです。

**（参考）**

**水道法第25条の8(事業の基準)**

指定給水工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、　　　適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

**水道法施行規則第36条第4号(事業運営の基準)**

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上

のために、研修の機会を確保するよう努めること。

指定給水装置工事事業者講習会の受講実績

　【必要書類…なし】

　芳賀中部上水道企業団では講習会を実施していないため、提出不要です。

指定給水装置工事事業者の業務内容

　【必要書類…あり】

　業務内容に変更が生じた場合は届出が必要ですので、速やかに手続きをお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績

　【必要書類…あり】

　外部機関による研修のほか、自社内研修について、芳賀中部上水道企業団へ選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する方の過去５年以内の研修受講状況を記載してください。受講していない場合は空欄にて提出していただきますが、今後研修の機会を設けるようお願いします。

給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

　【必要書類…あり】

　過去１年以内の給水装置工事（配水管～水道メーター）で、主に配管した「適切に作業を行うことができる者」の配置状況を記載してください

芳賀中部上水道企業団指定給水装置工事事業者

指定更新時における確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号、住所 |  |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| ①　指定給水装置工事事業者の業務内容　（公表：　可　　・　不可　） | | | | |
|  | | | | |
|  | 休業日、営業時間等　（公表：　可　・　不可　） | | | |
| 休 業 日：    営業時間：    修繕対応時間： | | | |
| 漏水等修繕対応の可否：該当部に〇をつけてください。　（公表：　可　・　不可） | | | |
| 屋内給水装置の修繕：　　可　　不可  　埋設部の修繕　　 :　　 可 不可  その他修繕 : (　　　　　 　）※可能なものがあれば記入 | | | |
| 対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に○をつけて下さい　（公表：　可　・不可　） | | | |
| 配水管からの分岐　～　水道メーター（　新設　　改造　）  水道メーター　　　～　宅内給水装置（　新設　　改造　） | | | |
| その他　:緊急連絡先等（公表：可　・不可） | | | |
|  | | | |
|  | ※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。  ※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。 | | | |
| ②　過去５年以内の給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績　（公表：　可　・　不可　）  水道法施行規則 第36条  法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各  号に掲げるものとする。（以下抜粋）  4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上  のために、研修の機会を確保するよう努めること。 | | | | |
|  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 受講者名  （公表対象外） | 研修会名及び実施団体 | 受講年月日 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |   ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。  ・自社内研修については、研修内容を記載してください。  ・受講者名は、公表の対象ではありません。  ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 | | | |
| ③　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を  有する者の状況　（公表：　可　・　不可　）  水道法施行規則 第36条  　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 | | | | |
|  | | □「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要  （該当する場合は□にチェックを入れてください。以下の記入は不要となります。）  ※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 技能を有する  者の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | | 工事年度 | |  | 保有している資格等※ | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |   ※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。  ※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。  ※以下に示す保有資格等（下線部）を記載し、併せて証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。  ①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  （配管技能者、その他類似の名称のものを含む）  　②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士  　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者  　④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定  ※資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。  ※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。  ※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 | | |